2　非訟事件がなお抗告審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、当該非訟事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、終局決定の確定した部分のみについて同項の証明書を交付する。
3　前二項の規定は、終局決定以外の裁判について準用する。
（決定及び命令の方式等・法第五十六条等）
第四十七条　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。
2　合議体の構成員である裁判官が決定書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が決定書にその事由を付記して記名押印しなければならない。
3　決定又は命令の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。
（脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立て・法第六十条等）
第四十八条　手続費用の負担の裁判を脱漏した場合における手続費用の負担の裁判を求める申立てについては、民事訴訟規則第百六十一条の規定を準用する。

第五節　裁判によらない非訟事件の終了

（申立ての取下げがあった場合の取扱い等・法第六十三条等）
第四十九条　終局決定がされる前に非訟事件の申立ての取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。
2　終局決定がされた後において、非訟事件の申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。
3　前項に規定する場合において、裁判所が取下げを許可したときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に通知しなければならない。
4　第一項の規定は、法第六十四条の規定により申立ての取下げがあったものとみなされた場合について準用する。
（和解・法第六十五条）
第五十条　非訟事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条、第百六十三条及び第百六十四条の規定を準用する。

第四章　不服申立て

第一節　終局決定に対する不服申立て

第一款　即時抗告

（抗告状の写しの添付・法第六十九条）
第五十一条　終局決定に対する即時抗告をするときは、抗告状には、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数と同数の写しを添付しなければならない。
（原決定の取消事由等を記載した書面）
第五十二条　終局決定に対する即時抗告（再抗告を除く。次条第一項において同じ。）をする場合において、抗告状に原決定の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後十四日以内に、これらを記載した書面を原裁判所に提出しなければならない。
2　前条の規定は、前項の書面について準用する。
（即時抗告の提起による事件送付）
第五十三条　終局決定に対する即時抗告があった場合には、原裁判所は、抗告却下の決定をしたときを除き、遅滞なく、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。
2　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、非訟事件の記録を送付してしなければならない。
（原裁判所の意見）
第五十四条　抗告裁判所に事件を送付するときは、原裁判所は、抗告事件についての意見を付さなければならない。
（原決定の取消事由等を記載した書面の写しの送付）
第五十五条　第五十三条第一項の規定により原裁判所から事件の送付を受けた場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、第五十二条第一項の書面（即時抗告の提起後十四日以内に提出されたものに限る。）の写しを送付しなければならない。
（執行停止の申立ての方式・法第七十二条）
第五十六条　法第七十二条第一項ただし書の申立ては、書面でしなければならない。
（原審の決定書の引用）
第五十七条　抗告審の決定書における理由の要旨の記載は、原審の決定書を引用してすることができる。
（第一審の手続の規定及び民事訴訟規則の準用・法第七十三条）
第五十八条　終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前章の規定を準用する。
2　民事訴訟規則第百七十三条、第百七十七条及び第百八十五条の規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百七十三条第三項及び第百七十七条第二項中「相手方」とあるのは、「原審における当事者及び利害関係参加人」と読み替えるものとする。
（再抗告をする場合における費用の予納・法第七十四条）
第五十九条　再抗告をするときは、抗告状の写しの送付に必要な費用のほか、抗告提起通知書の送達及び送付、抗告理由書の写しの送付、裁判の告知並びに再抗告が係属する抗告裁判所が非訟事件の記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。
（再抗告の抗告提起通知書の送達及び送付・法第七十四条）
第六十条　再抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は法第六十八条第三項の規定による抗告却下の決定があったときを除き、抗告提起通知書を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付しなければならない。
（再抗告の抗告理由書の提出期間・法第七十四条）
第六十一条　再抗告の抗告理由書の提出の期間は、抗告人が前条の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。
（再抗告の理由を記載した書面の写しの添付・法第七十四条）
第六十二条　再抗告の理由を記載した書面には、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）の数に四を加えた数の写しを添付しなければならない。
（再抗告の提起による事件送付等・法第七十四条）
第六十三条　再抗告があった場合には、原裁判所は、抗告状却下の命令又は抗告却下の決定があったときを除き、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。
2　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、抗告裁判所の裁判所書記官に対し、非訟事件の記録を送付してしなければならない。
3　前項の規定による非訟事件の記録の送付を受けたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。
（再抗告の抗告理由書の写しの送付・法第七十四条）
第六十四条　前条第一項の規定により原裁判所から事件の送付を受けた場合には、抗告裁判所は、再抗告が不適法であるとき又は再抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、再抗告の抗告理由書の写しを送付しなければならない。
（再抗告及びその抗告審に関する民事訴訟規則の準用・法第七十四条）
第六十五条　民事訴訟規則第百九十条から第百九十三条まで、第百九十六条、第二百二条及び第二百三条の規定は、再抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十条第二項中「法第三百十二条（上告の理由）第二項各号」とあるのは「非訟事件手続法第七十四条第一項第二号から第六号まで」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十一条」と読み替えるものとする。